市第90号議案

損害賠償及び不当利得返還についての訴えの提起 損害賠償及び不当利得返還について、次のように訴えを提起する

平成28年12月6日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

被告 東京都千代田区神田神保町2丁目40番5号 株式会社ジークス

代表取締役 渡 辺 浩

- 2 訴訟物の価額172,124,073 円
- 3 訴えの要旨
 - (1) 不法行為を原因とする訴え
 - ア 株式会社ジークス(以下「ジークス」という。)に対し、 155,876,139 円及びこれに対する平成28年10月11日から支払 済みに至るまでの年5パーセントの割合による遅延損害金を 支払うことを求める。
 - イ ジークスに対し、平成29年12月31日限り16,247,934円及び これに対する平成30年1月1日から支払済みに至るまでの年 5パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める

0

② 債務不履行を原因とする訴え

ア ジークスに対し、140,228,496 円及びうち13,986,000円に対する平成27年1月19日から、うち23,328,000円に対する同年4月17日から、うち42,336,000円に対する同年11月13日から、うち60,578,496円に対する平成28年10月25日からそれぞれ支払済みに至るまでの年6パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

イ ジークスに対し、平成29年12月31日限り16,247,934円及び これに対する平成30年1月1日から支払済みに至るまでの年 6パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める

0

4 訴えを提起する理由

横浜市は、ジークスとの間で、横浜市のウェブサイトを再構築するため、一連の委託契約(以下「本件契約」という。)を締結した。ジークスは、本件契約の目的物である設計書等のかしを修補せず、履行期限を過ぎても当該ウェブサイトを完成させなかったため、横浜市は、本件契約を解除し、損害賠償及び不当利得の返還を請求した。そして、横浜市から督促されたにもかかわらず、ジークスが当該請求に応じないため、訴えを提起するものである。

5 裁判所

横浜地方裁判所

提案理由

損害賠償及び不当利得の返還を求めるため、株式会社ジークスに

対し訴えを提起したいので提案する。

参考

事件の概要

- 1 平成26年9月1日 横浜市は、株式会社ジークス(以下「ジークス」という。)との間で、市Webサイト再構築要件定義及び設計業務委託契約(以下「契約1」という。)を締結した。
- 2 平成27年1月5日 横浜市は、ジークスとの間で、市Webサイト再構築機能強化業務委託契約(以下「契約2」という。)を締結した。
- 3 平成27年1月19日 横浜市は、契約1に基づく委託代金の一部として、ジークスに対し、13,986,000円を 支払った。
- 4 平成27年4月1日 横浜市は、ジークスとの間で、市Web サイト再構築業務委託契約 (以下「契約3 」という。)を締結した。
- 5 平成27年4月17日 横浜市は、契約1に基づく委託代金の一部及び契約2に基づく委託代金として、ジークスに対し、23,328,000円を支払った。
- 6 平成27年11月13日 横浜市は、契約3に基づく委託代金の一部として、ジークスに対し、42,336,000円を 支払った。
- 7 平成27年11月から 平成28年3月まで
 ジークスが契約3の履行期限の延長等を 主張して作業を中断したため、横浜市は、 契約1及び契約2に基づき納品された設計 書等のかしを修補するとともに、契約3に

基づく業務を再開するよう求めたが、ジークスは、履行期限までにウェブサイトを完成させなかった。

8 平成28年10月12日

横浜市は、ジークスの債務不履行を理由として、契約1、契約2及び契約3をいずれも解除し、平成28年10月24日を納入期限として、ジークスに対し支払った委託代金の返還及び関連する契約に基づく費用の損害賠償を請求した。

9 平成28年10月及び11月

横浜市は、ジークスに対し、督促状を発送し、不当利得の返還及び損害賠償を請求 したが、ジークスは、これに応じなかった

0

地方自治法 (抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(

市第90号

以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号から第15号まで及び第2項省略)